

**平成 29 年度静岡県立総合病院移転業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

静岡県立総合病院において、当院本館、北館、循環器病センター（以下「既存棟」という。）から新築の先端医学棟へ医療機器、什器・備品等（以下「物品」という。）を移転する業務の委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを以下のとおり実施する。

平成 29 年 6 月 7 日

地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 田中 一成

1 発注者

地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立総合病院 院長 田中 一成

2 件名

総病新第 14 号

平成 29 年度静岡県立総合病院移転業務委託

3 委託業務の目的

先端医学棟の完成に伴い、既存棟の物品の先端医学棟への移設作業を、専門業者の技術、経験により、限られた期間の中で効率よく行い、先端医学棟の開棟に資することを目的とする。

4 委託業務履行場所（詳細は仕様書による）

(1) 移転先

施設名：静岡県立総合病院 先端医学棟

所在地：静岡市葵区北安東 4 丁目 27-1

施設概要：

ア 施設規模 建築面積 4,071.35 m²、延床面積 20,569.60 m²（地上 5 階建）

イ 手術室数 22 室（3 階 16 室、4 階 6 室）

ウ 病床数 HCU 20 床

(2) 移転元

施設名：既存棟

所在地：同上

5 委託業務の内容と業務の発生する日

契約期間は契約締結日から平成 29 年 9 月 11 日まで。業務が発生する日は概ね次のとおりである。

(1) 物品の移設

移転対象部門（別紙「移転部門表」）における、医療機器、什器・備品、薬品、診療材料、鋼製小物、図書、書類、その他当院が指定する物品の移転作業及び、廃棄物品の敷

地内指定場所への移設。

業務が発生する日：概ね平成 29 年 8 月 11 日（金）から平成 29 年 9 月 3 日（日）までの土日祝日及び平成 29 年 9 月 1 日（金）の予定

(2) 養生の敷設と撤去、原状回復

搬送エリアの養生の敷設

養生の敷設業務が発生する日：平成 29 年 7 月中旬の 3 日間

養生の撤去、原状回復の業務が発生する日：平成 29 年 9 月 3 日（日）の予定

(3) 移転に対する支援業務

当院の職員を対象に行う移転説明会において作業手順の説明をする等、当院が行う移転準備に対する支援業務。また、医療機器メーカー等他の搬入業者との搬入経路等の調整を支援する業務。

業務が発生する日：契約日から物品の移転終了日までの間で、受託業者との打合わせにより決定する。

6 プロポーザル参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に該当しない者であること。

(2) 過去10年以内に300床以上の病院の移設業務の実績があること

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者。

7 プロポーザル応募手続き

(1) 委託内容の詳細資料の配布

応募を希望するものに対し、公告日から平成 29 年 6 月 13 日（火）の間（土曜日、日曜日及び当該期間内に祝日を含む場合は祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）の間、下記において委託内容の詳細資料を配布する。（予め電話にて担当者がいることを確認してから来院すること）

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院事務部新棟建設室企画係

〒420-8527 静岡県静岡市葵区北安東 4-27-1 電話 054-247-6111(内線 2237)

(配布する資料)

- ・契約書（案）※
- ・仕様書 ※
- ・個別指示事項書 ※
- ・甲乙業務区分表 ※
- ・移設物品リスト
- ・プロット図
- ・医療機器移設作業区分表
- ・移転部門表 ※
- ・移転スケジュール表
- ・既存棟平面図
- ・先端医学棟平面図
- ・搬送ルート図

※は当院ホームページ上にも掲載

(2) 提出書類

次の書類を 1 部提出すること。

- ア 「平成 29 年度静岡県立総合病院移転業務委託公募型プロポーザル参加申請書」（様式 1）
- イ 会社のパンフレット等
- ウ 上記 6 (2) の受託実績を証する契約書（任意の一契約）又は事業実績を証明する書類の写し
- エ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明（コピー可）
- オ 返信用長形 3 号封筒（あて先を記入し、簡易書留郵便料を含む切手 392 円分を貼付）

(2) 提出期間

平成 29 年 6 月 15 日（木）まで

ただし、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。（正午から午後 1 時までを除く。）

(4) 提出場所

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院事務部新棟建設室企画係

〒420-8527 静岡県静岡市葵区北安東4-27-1 電話 054-247-6111(内線 2230)

(4) プロポーザル参加資格の確認結果は、平成29年6月19日(月)に書面で通知する。

(5) プロポーザル参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア プロポーザル参加資格がないと認められた者は、プロポーザル参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合には、平成29年6月20日(火)までに書面(様式任意)を8(3)まで持参することにより提出しなければならない。

ウ 説明を求められたときは、平成29年6月22日(木)までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 質問事項の受付・締切について

本プロポーザルについての質問は、「平成29年度静岡県立総合病院移転業務委託公募型プロポーザルに関する質問書」(様式2)により提出すること。

(1) 提出期限

公告日から平成29年6月19日(月)までの間とし、締切日以降の質問については受け付けない。

(2) 質疑方法

電子メールによるものとし、送信時には8(3)の受付窓口宛てに必ず受付の電話確認(054-247-6111)を行うものとする。E-Mail:sogo-shintokensetsushitsu@shizuoka-pho.jp

(3) 回答期限

回答は、平成29年6月21日(水)までに静岡県立総合病院ホームページに掲載する。

9 現地説明会の実施

応募を希望するものに対し平成29年6月15日(木)に現地説明会を実施する。時間は個別に連絡する。

10 企画提案書及び業務価格見積書の提出

(1) 提出書類

「平成29年度静岡県立総合病院移転業務委託度公募型プロポーザル企画提案書」(様式3)(以下「企画提案書」という。)及びその補足説明資料、「平成29年度静岡県立総合病院移転業務委託度公募型プロポーザル委託費用見積書」(様式4)(以下「見積書」という。)及びその補足説明資料により提出すること。企画提案書の欄を必要に応じて広げることは構わない。

(2) 提出期限

平成29年6月26日(月)午前10時まで(厳守)

(3) 提出先

8(3)に同じ。

(4) 提出部数

企画提案書及びその補足説明資料、見積書及びその補足説明資料はそれぞれ10部(正

本1部、副本(写)9部:A4版、両面印刷、ホチキス止めとする。ファイル綴じ込み等製本はしないこと。

(5) 提出方法

持参に限る。(持参前に電話で連絡のこと。)提出時間は、平日の午前9時から午後5時まで(最終日を除く)。

(6) その他

ア 提案した内容は、実現を約束したものとみなす。

イ 本プロポーザルに参加する費用(提出書類作成及び提出等に要する費用)は、すべて参加者の負担とする。

ウ 提出書類等の著作権は参加者に帰属する。ただし、地方独立行政法人静岡県立病院機構が本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。

エ 提出された書類等は、一切返却しない。

11 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 場所

静岡県立総合病院本館2階会議室または循環器病センター6階6G第1会議室

(2) 日時

平成29年6月26日(月)午前10時から

※場所及び時間は調整のうえ、個別に連絡する。

(3) 時間(予定)

プレゼンテーション 20分以内

ヒアリング 10分以内

(4) 出席者

4名までとする。

(5) プレゼンテーション内容

企画提案書及びその補足説明資料、見積書及びその補足説明資料の内容について具体的に説明すること。

見積書の補足説明資料は、見積り金額の根拠を分かりやすく示したものであること。

PCを使用したプレゼンテーションソフトによる発表とする。スクリーン、プロジェクター(HDMIケーブル)は当院側が用意するため、PC本体は各自準備すること。なお、予め提出があったもの以外の説明資料の当日配布は認めない。

※プレゼンテーションソフトの内容は、事前に提出した企画提案書及びその補足説明資料の内容と一致するものとし、説明の順番についても企画提案書の様式の項目の順番を遵守すること。(企画提案書に盛り込み得ない画像、データの部分的な挿入で妥当な範囲と認められるものはこの限りでない。)

(6) ヒアリング内容

プレゼンテーションの内容と「企画提案書」(様式3)及びその補足説明資料、「見積書」(様式4)及びその補足説明資料の内容に関する質疑応答を行う。

12 最優秀提案者の決定手順

企画提案書及びその補足説明資料、見積書及びその補足説明資料に記載された内容について、「平成 29 年度静岡県立総合病院移転業務委託公募型プロポーザル審査表」に示す審査基準に従って評価し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。得点の合計が最も高い提案が 2 以上ある場合は、当該者にくじを引かせて最優秀提案を決定する。

13 契約の締結

審査により、最優秀提案者として選定された者を、優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調等のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

14 審査結果の公表

- (1) 審査結果については、平成 29 年 6 月 28 日（水）以降、静岡県立総合病院ホームページ上で公表する。
- (2) 本審査に関する異議には一切応じない。

15 参加者の失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・ 提出期限を過ぎて「企画提案書」（様式 3）が提出された場合
- ・ 不正行為（提出書類に虚偽の記載）が認められた場合
- ・ 会社更生法等の適用を申請するため、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ・ 審査の公平性を害する行為があった場合

16 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

契約の内容は、「契約書」のほか、「仕様書」及び「企画提案書」に基づいて決定する。なお、業務開始までの間に、「仕様書」に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。プレゼンテーション時に出した企画提案事項については、契約書に記載がなくても遵守すること。

17 その他

- (1) プロポーザル参加者は、契約書及び仕様書を含む契約内容を熟読すること。
- (2) プロポーザル・契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。